

任命拒否 滝川事件とそっくり

日本共産党の藤野保史議員は13日の衆院法務委員会
で、菅義偉首相による学術
会議の会員任命拒否につい
て、戦前の「滝川事件」と
そっくりだと指摘し、「任
命拒否問題は国民全体の問
題。強権で言論を弾圧する
政治に未来はない」と主張
しました。

滝川事件は、1933
年、京都帝国大学の滝川幸
辰教授を危険思想の持ち主
として文部大臣が休職要求
した弾圧事件です。

藤野氏は、滝川事件と任
命拒否問題は三つの共通点
を持つと主張しました。

① 政府に批判的

第一の共通点は、政府の
政策に批判的であったこと
です。藤野氏は滝川氏が
「京都帝国大学新聞」に寄
稿した「治安維持法を緊急
勅令によって改正する必
要？」を紹介。そこで滝川
教授は、治安維持法は定義
が曖昧で罪刑法定主義に反
するとして、刑が重く自由

衆院法務委 藤野議員「言論弾圧の政治に未来ない」

などを痛烈に批判してい
ました。

一方で、学術会議で任命
を拒否されたのは、憲法を
じゅうりんする安保法制や
共謀罪に反対した研究者で
す。

② 戦争への反対

第二の共通点は、政府の
攻撃の対象が戦争に反対す
る研究者・団体である点で
す。

滝川教授は、大学での軍
事教練に反対し、日本の中
国侵略である「満州事変」
に反対し、ヒトラーがドイ
ツで政権を獲得した際はヒ
トラーに反対する論文を書
きました。藤野氏は「侵略
戦争遂行に反対していた滝

川教授は時の政府には邪魔
で仕方ない存在だった。一
方、戦争する国づくりを進
める今の政権にとって『軍
事研究をしない』など戦争
目的の研究に協力しない学
術会議は邪魔な存在。この
点でも似ている」と指摘し
ました。

③ 解釈で正当化

第三の共通点は、法制局
が法解釈で政府の行為を正
当化していることです。

滝川事件当時の規定では
「大学の」総長は高等官
(教授など)の進退に関し
ては文部大臣に具状(具体
的な報告)する」とされて
いますが、滝川教授の処分
は「具状」無しに行われま

した。ところが、滝川氏の
処分を審議した帝国議会で
政府は「全ての場合におい
て大学総長の具状を要する
となすにあらざる」(33年5
月25日、文官高等分限委員
会議事録)と述べて、違法
行為を正当化しました。

一方、学術会議の任命拒
否問題では、内閣法制局
は、学術会議法のこれまで
の解釈を国会にはからず勝
手に変更して「必ずしも任
命すべき義務がある」とまで
は言えない」として拒否を
正当化しています。

藤野氏は「法制局が法の
支配をねじ曲げて無理筋の
解釈をするときは、『必ず
しも必要ない』という似た
ような論法をとる」と指摘
しました。

滝川事件のきっかけの一
つは、滝川教授が罷免され
る3カ月前の宮沢裕議員の
帝国議会での質問でした。

宮沢氏は「大学の」赤化
教授に対する罷免を要求し
たい」と述べ、滝川教授に
ついて「国会の禄を食(は)
んで(給与をもらって生活
する)、教職について天下
の青年を指導している」と
批判しました。

今回の学術会議問題で



議員保史藤野 質問する
=13日、衆院法務委

藤野氏は、金森氏の発言
について「『実際の必要』
という金森の答弁は、今の
学術会議問題をほつぷつと
させる」と強調しました。

上川陽子法務相は「歴史
に学ぶということは未来を
考えるうえで極めて大事な
こと」と答弁しました。